

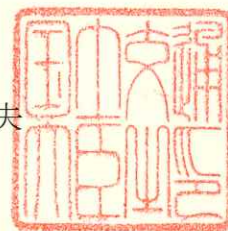
国海員第142号  
令和5年7月24日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第7項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第436号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業  
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）、海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）を改正することについて、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。